

=====  
 浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

# News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

=====  
**あけましておめでとございます  
 今年もよろしくお願いたします**

## B型肝炎患者の同居親族への予防接種は医療費控除

還付申告は所得税の確定申告期間を待たずに翌年1月から申告が出来ることから、そろそろ医療費控除の申告に向けて昨年1年間の医療費や治療費の領収書等の整理をしている人も多いと思いますが、その際には、領収書をよく確認しないと医療費控除の対象となるものと、ならないものを取り違えることもあるので注意が必要です。例えばその1つに、予防接種があります。

周知のとおり、医療費控除は、「自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合」とされ、対象となる医療費は、医師または歯科医師による診療または治療の対価や治療または療養に必要な医薬品の購入の対価などと税法で明記されており、病気を防ぐためのインフルエンザの予防接種や海外旅行中に感染症から身を守るためのワクチン接種などは認められません。しかし、例外としてB型肝炎患者の家族への予防接種に関しては、医療費控除の対象とされています。

これは、B型肝炎の感染経路が、①血液による感染、性的接触による感染、②母子感染によるものが多いことから、B型肝炎患者の介護に当たる家族に感染する危険性が非常に高いため、その家族にB型肝炎ワクチンを接種することは医師によるB型肝炎の患者の治療の一環として不可欠であるとされています。

るためです。ただし、B型肝炎の患者との同居が条件となっています。また、単にB型肝炎の予防のためにのみ行われる場合、その費用は当然に医療費控除の対象外となります。

医療費控除を受けるためには、B型肝炎にかかっており医師による継続的治療を要する旨の記載のある医師の診断書とB型肝炎ワクチンの接種に要した費用の領収書を確定申告書に添付してください。

## 与党 平成21年度税制改正の大綱を公表

12月12日、自民・公明両党は、平成21年度税制改正大綱を決定しました。

来年度税制改正では、金融危機を発端として世界経済が減速する状況の下、わが国においても景気後退が鮮明となっている中であって、10月末に決定された「生活対策」を踏まえ、内需刺激策として減税を前面に打ち出した内容となりました。

具体的には、住宅ローン減税の延長・拡充を柱とした住宅・土地税制減税、期限切れを迎える上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の延長、上場株式等の譲渡益に対する新たな非課税制度の創設等による証券市場の下支えのほか、景気後退の影響が著しい中小企業対策として、法人税の軽減税率の引下げ、欠損金の繰戻し還付の復活等が盛り込まれています。

=====  
 ☆ ☆ ☆ 今 月 の 税 務 メ モ ☆ ☆ ☆

- |                                      |                        |
|--------------------------------------|------------------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....1月13日         |
| 2. 7~12月分源泉所得税の納付                    | 納付期限...1月13日(特例は1月20日) |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月1日          |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....2月1日          |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告              | 申告期限.....2月1日          |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 定額給付金準備本格化

1月27日に定額給付金約2兆円を盛り込んだ08年度第二次補正予算が成立しました。これを受けて、総務省が支給要綱をまとめ、各市町村に通知しました。支給開始日はまだ決まっていますが、主な内容は次の通りです。

・**支給対象者**…給付金は全世帯を原則に、支給基準日の2月1日に住民票のある市区町村から1人あたり1万2000円が支給される。2月1日までに生まれた子供は対象となるが、2日以降は受け取れない。2月1日以降に亡くなった人にも支給し、家族や遺族が本人に代わって申請する。外国人は観光などの短期滞在や不法滞在者を除き、原則全員が対象となる。

・**加算の対象**…65歳以上と18歳以下の人には、1万2000円のほかに8000円を加算する。基準日の2月1日で年齢を計算すると、「65歳以上」は1944(昭和19)年2月2日以前生まれの人、「18歳以下」は1990(平成2年)年2月2日以降に生まれた人となる。

・**転居者**…別の市区町村へ引っ越した場合、2月1日までに転居した場合は、転入先の市区町村から支給される。2日以降は、前に住所のあった転出元の市区町村に郵送で手続きし、支給を受ける。

・**ホームレス**…「派遣切り」などで急増するホームレスの人の場合、前に住んでいた市区町村に住民票があれば郵送で申請することになる。住民基本台帳から住所が抹消されている場合、ネットカフェなどを新たな住所と認め、市区町村に住所を登録して支給を受ける。この場合、基準日の2月1日に登録が間に合わない場合でも、支給を受けられるようにす

る。

・**DV被害者**…配偶者からDV(ドメスティックバイオレンス)の被害を受け、住民票を残して避難している人は、避難先で住民登録して支給を受ける。どうしても住民票を移せない場合、国が費用を負担する形で、居住する市区町村が独自に給付金相当額を支給することも検討している。

・**申請手続き**…申請手続きは郵送で、指定した金融機関の口座に振り込む方式を原則とする。申請期限は半年。市区町村が手続きに要する経費は国が全額負担し、関連法案の成立を待たずに費用の支払いに応じる。

### ふるさと納税適用は申告が必要

昨年度の税制改正で、いわゆる「ふるさと納税」が導入され、平成20年1月1日以後に都道府県・市区町村に支出した寄付金から適用となります。

住所地以外の自治体に対して行った寄附が寄附金控除の対象となることから話題となりましたが、控除を受けるためには所得税の確定申告、または住所地の市区町村に住民税の申告を行う必要があります。

この点、住所地以外の自治体へ寄附を行えば、自治体間の連絡で自動的に控除が行われると思いがちもあるようですが、注意してください。また、ふるさと納税による住民税の寄附金控除を受ける場合には、所得税の確定申告を行えば住所地の市区町村に対して住民税の申告を行う必要はありませんが、所得税の確定申告を行わず住民税の申告のみを行った場合には、所得税の寄附金控除は受けることができませんので併せて留意してください。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 1月分源泉所得税の納付
2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....2月10日  
申告期限.....3月2日  
申告期限.....3月2日  
申告期限.....3月2日

=====  
**浜平税理士事務所** 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

# News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

## 分かりづらい入院関連費用と医療費控除の関係

医療費控除を受けるための医療費の支払いで思い浮かぶのは、大きい病気やケガをしての入院でしょう。しかし、一概に入院費用といっても医療費控除の対象となるものとならないものの区別は分かりづらいので注意が必要です。

医療費控除の対象となるものは、医師等による診療等を受けるため直接必要なものであることが条件とされていることから、入院時に必要で用意したもののうち寝具や洗面具などの購入費用は対象外となりますが、氷枕や氷のうなどの器具の購入費用は疾病の治療のために使用するので対象となります。

また、病室で使用するテレビや冷蔵庫の賃借料及びこれらに係る電気の使用料は直接必要なものには当たらないので対象外となる一方、シーツや枕カバーのクリーニング代は、基本的に病院が用意しているため入院・入所の対価と認められ対象となります。ただし、患者自身のパジャマ等のクリーニング代については、入院・入所の対価には当たらないので対象とはなりません。

入院時の食事代は、当然に入院費用の一部として扱われ入院の対価として支払われるものであることから対象となりますが、食事が合わなかったり好きな物を食べたいからといって病室に出前をとったり外食をした場合など病院から給付される食事以外の食事費用は対象外とされます。

なお、差額ベッド料については、病状により個室を使用する必要がある場合や病院の都合で個室を使用しなければならないような場合には、個室でも医療費控除の対象となります。

## 年を跨いだ医療費にかかる一括受領の保険金の取扱い

サラリーマンにとって最も身近な還付申告と言えば医療費控除が頭に浮かぶが、取扱いに迷う事例も少なくありません。その一つに、年を跨いで長期入院して支払った入院費用を補てんする保険金を翌年にまとめて受領した場合の保険金をいつの年分の医療費から差し引くことになるかという問題があります。

この場合、原則としてその受け取った保険金の金額を支払った入院費用の額に応じて各年分に按分します。したがって、年を跨いだ入院費は、前年とその翌年のそれぞれの年分の医療費控除の対象となります。また、入院費用を補てんする保険金がいずれの年分の医療費をも補てんするものであるときは、原則としてその受取保険金の金額を支払った入院費用の額に応じて各年分に按分しなければなりません。

ちなみに、支払った医療費を補てんするために受け取った保険金については、所得税法施行令の「身体の傷害に基因して支払を受ける保険金」に該当することから非課税となります。

=====  
☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 2月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....3月10日 |
| 2. 所得税の確定申告                         | 申告期限.....3月16日 |
| 3. 個人の消費税の確定申告                      | 申告期限.....3月31日 |
| 4. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 5. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 6. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....3月31日 |





# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 平成21年度税制改正について

平成21年度税制改正が3月27日に全て成立し、4月1日より施行されました。今回の税制改正は、中小企業にとって重要な改正項目がいくつかあるようです。今回は中小企業関係を中心にとりあげてみたいと思います。

### 中小法人等の法人税の軽減税率について、現行2%から18%に引き下げ

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げられます。なお、中小法人等とは、以下の法人のことをいいます。

- ・普通法人のうち、各事業年度終了の時点において資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下であるもの、もしくは資本もしくは出資を有しないもの（保険業法等に基づく相互会社等を除く）又は人格のない社団等
- ・一般社団法人等または法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされるもの
- ・公益法人等又は協同組合等
- ・特定医療法人等

### 中小法人等の欠損金の繰り戻し還付

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、前年度黒字だった場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができます。

### 繰り戻し還付の仕組み例(3月決算法人の場合)

20年3月期 500万円の所得  
21年3月期 200万円の欠損

#### 前期の法人税額

500万円×22%=110万円

#### 当期の還付税額

前期法人税額×当期欠損金額／前期所得金額  
=110万円×200万円／500万円  
=44万円

還付を受けるためには、別表1、別表7の記載のほか、「欠損金の繰り戻しによる還付請求書」を所轄する税務署長へ提出することになっています。

### 上場株式等の譲渡益及び配当の課税について

平成23年12月31日までに行う上場株式等の配当、譲渡益については引き続き10%（所得税7%住民税3%）となります。

また、上場株式等の譲渡損と配当の損益通算が平成21年より確定申告によって通算が可能となり、平成22年からは選択により、特定口座内における損益通算も可能となります。

なお、恒久的施設を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式の配当に対する軽減税率は平成23年12月31日まで延長となります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 4月分源泉所得税の納付
2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告

納付期限.....5月11日  
申告期限.....6月1日  
申告期限.....6月1日  
申告期限.....6月1日

=====  
**浜平税理士事務所** 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
 灌田ビル5階  
 Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666  
 URL <http://www.hamahira.com>

**News** 編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 20年分所得税の納税額が5年ぶりに減少

国税庁が21日に発表した平成20年分所得税等の確定申告状況では、所得税の申告納税額が前年を11.6%下回る2兆6495億円となり、5年ぶりに減少したことがわかりました。減少率は平成10年分(15.9%減)以来10年ぶりの低水準となりました。これは、景気悪化の影響で地価や株価が下落し譲渡所得が大幅に影響したことが要因とみられます。

同確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出した人は前年を0.3%上回る2369万3千人と、10年連続で過去最高を更新しました。しかし、確定申告書提出者のうち申告納税額がある人は、前年に比べ3.2%減の752万3千人、その所得金額も8.5%減の39兆5940億円と、それぞれ3年連続、2年連続で減少しました。この結果、申告納税額は11.6%減で2兆6495億円となりました。

所得者別の内訳をみると、事業所得者は、納税人員が前年分比7.7%減の165万8千人、所得金額が7.6%減の6兆4587億円、申告納税額が6.5%減の5282億円。その他所得者は、納税人員が1.8%減の586万5千人、所得金額が8.7%減の33兆1353億円、申告納税額が12.9%減の2兆1213億円でした。なお、還付申告者数は、1.1%増の1283万6千人と、4年連続で過去最高を更新しました。

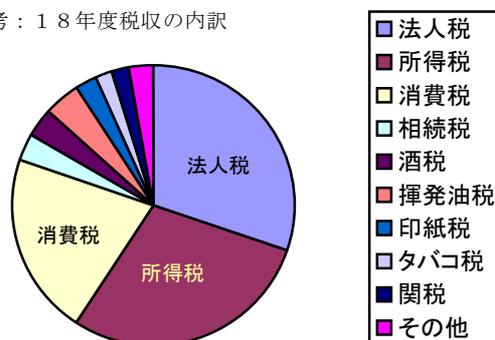
確定申告書提出者のうち、土地等の譲渡所得の申告者は前年分比9.4%減の45万9千人、うち所得金額がある人は12.0%減の25万人、所得金額は23.7%減の3兆2197億円。また、株式等譲渡所得の申告者は1.6%減の89万人5千人、うち所得金額がある人が55.

3%減の18万76千人、所得金額は46.0%減の1兆3026億円と、土地等譲渡所得とともに大幅に減少しています。

一方、贈与税の申告状況をみると、暦年課税を適用した申告人員は前年分比6.8%減の27万3千人、うち申告納税額がある人は7.0%減の23万2千人、その申告納税額は6.9%増の841億円。また、相続時精算課税制度を適用した申告人員は17.0%減の7万4千人、うち申告納税額がある人は13.7%減の4千人、その申告納税額は32.6%減の184億円といずれも減少しました。

ちなみに、法人税ではどうだったでしょう。平成20年10月に平成19年分法人税の申告状況が取りまとめられていました。これによると、申告件数は前年を0.4%上回る279万9千件となりましたが、黒字割合が前年より0.1ポイント下回る32.3%、所得金額も3.1%減の55兆2871億円とそれぞれ前年より下回りました。ただ、この原因は連結納税の制度的な特殊要因によるものであり、実質的な申告所得金額は微減となっている模様です。これらの結果、申告納税額は5.2%減の13兆7036億円となりました。

参考：18年度税収の内訳



### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 5月分源泉所得税の納付
2. 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....6月10日  
 申告期限.....6月30日  
 申告期限.....6月30日  
 申告期限.....6月30日

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 平成21年度税制改正 住宅編

3月に成立した税制改正、住宅税制もいくつか改正が行われました。今回の記事では、そのうちの2つを紹介いたします。

#### 住宅ローン減税の拡充・延長

住宅ローン減税については、適用期限を5年間延長するとともに、一般住宅にかかる最大控除可能額を500万円(10年間累計)に引き上げ、さらに長期優良住宅については600万円(10年間累計)に引き上げられました。

※ 住宅ローン減税制度とは、住宅借入金等を利用して住宅の取得等をし、居住の用に供した場合において、一定の要件の下で、住宅借入金等の年末残高に控除率を乗じた金額を各年分の所得税額から控除できる制度です。

※ 中低所得者層の方にも効果的な負担軽減となるよう、所得税から控除しきれない金額のうち、一定額を個人住民税から控除することができま

#### 住宅リフォームにかかる税額控除制度の創設

自己資金により一定の省エネ改修工事又はバリアフリー改修工事を行った場合に、その標準的な工事費用の額と実際の工事費用の額のいずれか少ない金額の10%相当額をその年分の所得税額から控除できることとなります。(最大控除可能額は20万円、ただし太陽光発電装置設置の場合は30万円)

#### (1) 対象となる工事

省エネ改修工事…①全ての居室の窓全部の改修工事(必須)、②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④

壁の断熱工事、⑤一定の太陽光発電装置設置工事をいいます。

バリアフリー改修工事…特定居住者が行う、①廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、③浴室改良、④便所改良等をいいます。

※ 特定居住者とは、①50歳以上の者、②要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者である者、④居住者又は親族のうち②もしくは③に該当する者又は65歳以上の者といずれか同居している者をいいます。

#### (2) 限度額の算出方法

- ① 標準的な工事費用＝単位当たりの標準的な工事費用×住宅の床面積
- ② 実際の工事費用
- ③ ①②のいずれか少ない金額の10%＝限度額

#### 交際費の定額控除限度額の引き上げ

延長国会の焦点となっていた経済危機対策関連の改正租税特別措置法が6月19日、海賊対処法や改正国民年金法とともに成立しました。3法はいずれも、参院本会議で野党の反対多数で否決された後、衆院本会議において憲法の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の賛成多数により再可決し、成立したものです。

この中の一つ、交際費等の損金不算入制度については、資本金等1億円以下の中小企業に係る定額控除限度額を600万円(現行400万円)に引き上げられます。この改正は、平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用します。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 6月分(納期特例適用は1~6月分)源泉所得税の納付         | 納付期限.....7月10日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....7月31日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告             | 申告期限.....7月31日 |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### セーフティネット貸付が大幅に増加

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付が大幅増加していることが、同公庫がさきごろ公表した平成21年度第1四半期の実績により明らかになりました。セーフティネット貸付とは、景気後退により経営環境が悪化し、資金繰りに困難をきたしている中小企業や農林漁業者を支援するための特別貸付制度のことです。経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金の3種類があり、それぞれ貸付限度額や貸付期間、利率などが異なります。

たとえば経営環境変化対応資金の場合、「最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期に比べ悪化していること」、「最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている」などの企業が対象です。貸付限度額は中小企業の場合で7億2千万円。貸付期間は運転資金なら8年以内、設備資金は15年以内。金利は基準金利（もしくは基準金利から0.1～0.4%引いた率）で、金利や融資限度額は政府の経済対策にもとづいて改定を行っています。ただし、この制度を利用できる業種が指定されており、指定内にあるかどうかは、<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2009/download/090623ListGyoushu781.pdf>

上記のリンク先でご確認ください。

同公庫の発表によると、同21年4～6月の3ヵ月間の融資額は1兆5723億円で、前年同期比は45.1%。同20年度の第3四半期と第4四半期（同20年10月～同21年3月）の融資額は合計しても1兆3922億円となっており、この3ヵ月間で昨年度下半期の合計を上回ったこととなります。昨年秋以降の景気後退を背景に融資額は増加傾向に拍車がかかっているといわれます。一般に融資の申込みは年末・年度

末が多く、4月は少ないとされていますが、今年度は4月にも貸付ペースが落ちず、前年同期比は58.9%と大幅増。不況の深刻さを数字が裏付ける格好となりました。

### 検査院が国税庁に対し還付金の支払事務の改善を要求

会計検査院は7月14日、国税の還付処理での手順を適切に行っていれば昨年1年間で少なくとも約28億円の節減ができたとして、手続きの改善を求める「還付金の支払事務について」を国税庁長官に行いました。

還付加算金は、国税通則法で申告期限の日など所定の日の翌日から還付金の支払い決定日までの日数に応じて、還付金の額に一定割合（平成20年分は年4.7%、21年分は年4.5%）を乗じて計算した額を還付加算金として還付金に合算して支払うこととされています。会計検査院によると、還付金の支払事務手順は、一部の税務署を除き金額の多寡にかかわらず申告の受付順に手続きを行っており、昨年1年間に全国524の税務署が法人に支払った高額還付金（税務署規模により1億～10億円以上）の処理状況を調べたところ、その処理日数は約9割が11日以上で、平均では23日かかっていました。

これを、還付金額の高額案件から順に処理するにより平均23日かかっていた支払日数を10日に短縮していれば還付加算金2億8942万円を節減できたと指摘。還付申告が高額な申告については、他の還付申告と区分するとともに、支払事務日数の目標値を設定するなどして早期に支払事務が完了するように国税局・税務署に対して指導及び監督を行うこと等の改善処置を要求しています。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付                       | 納付期限.....8月10日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....8月31日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告             | 申告期限.....8月31日 |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 低公害車購入に係る自動車取得・重量税の軽減・免除

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新車にかかる新規検査等を受けるものについて、自動車重量税を減免する特例措置が、また、環境負荷の小さい自動車にかかる自動車取得税について、当該自動車（新車に限ります）の取得が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときは、現行の特例措置に代えて、次のとおり特例措置が講じられました。

#### (1) 環境負荷の小さい自動車にかかる自動車重量税・取得税が免除される自動車

- ①電気自動車
- ②車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
- ③車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
- ④プラグインハイブリッド自動車
- ⑤ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5トンを超えるバス、トラックを除く）で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車は平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能のよいものであって、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

- ⑥ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5トンを超えるバス、トラックに限る）で平成27年度燃費基準値を満たすものであって、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないもの
- ⑦平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る）

#### (2) 自動車重量税・取得税の税率が75%軽減される自動車

- ①平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車であって平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能のよいもの
- ②車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準をみたすもの

#### (3) 自動車重量税・取得税の税率が75%軽減される自動車

- ①平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車であって平成22年度の燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値）より15%以上燃費性能のよいもの
- ②車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等で平成27年度燃費基準を満たすものであって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないもの

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....9月10日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....9月30日 |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 法人消費税の会計処理

国内において行う事業として、対価を得ることによって資産の譲渡等の取引を行っているうえで必ずといっていいほど付きまとう消費税。消費税に関する会計処理には「税込経理」と「税抜経理」があります。今回は「税込経理」と「税抜経理」に関する留意点及び特徴を書いていきたいと思えます。

#### 選択基準

税務上、会計処理に関する決まりは一切ありません。ただし、一般的に会計監査が義務付けられている法人については、公認会計士により、税抜経理が指導されているようです。税抜経理・税込経理ともに、継続して会計処理を行うことが望ましいです。

#### 免税事業者の会計処理

資本金1000万円未満の新設法人など、免税事業者は税抜経理を採用することはできません。免税事業者が税抜経理を採用したい場合、課税事業者を選択する必要があります。

#### 税抜経理のメリット

税込経理と比較して税抜経理は、その会計処理が面倒になりますが、たとえば法人税の場合に、税抜経理を採用した場合、税込経理と比べて次のようなメリットがあります。

##### ①売上原価の計算

税抜経理の場合、売上高・棚卸資産の評価が税抜きで行うこととなりますので売上総利益を圧縮する効果があります。なお、税込経理の場合は期

末の棚卸評価を税込で行うことになるため、誤って税抜評価すると、「商品計上漏れ」として否認されることとなります。

##### ②減価償却資産の取り扱い

減価償却資産については取得価額が10万円未満のもの、繰延資産については取得価額が20万円未満のものは、一時に損金とすることが認められています。

税抜経理の場合、この判定の基礎となる取得価額も税抜金額で判定しますので、税込経理に比べると有利（税込経理は税込金額で判定するため）になります。

また、減価償却資産につき税込経理を行う場合、資産の取得にかかる消費税額は、減価償却資産の取得価額に算入されて一時の費用とならず、償却計算あるいは原価計算等を通じて費用化されます。しかし、税抜経理を行う場合、消費税額は仮払消費税に計上され、企業利益に影響を与えないという違いがあります。

##### ③交際費等の損金不算入額の計算

法人税法上、交際費等については資本等の額により、損金算入額が制限されています。

この損金不算入額の計算の基礎となる支出交際費等についても、税込経理の場合は税込金額で、税抜経理の場合には税抜金額で計算することになっていますので、税抜処理をしたほうが、損金不算入額となる交際費等の額が少なくなり、所得計算上有利となります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 9月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....10月13日 |
| 2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月2日  |
| 3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月2日  |
| 4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....11月2日  |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階  
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666  
URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 鳩山首相、租税特別措置の見直しなどを新政府税調に 諮問

新政府税制調査会が10月8日、初会合を開きました。鳩山由紀夫首相は初会合において、租税特別措置や所得課税の見直しなど7項目を中心とした税制の抜本改革を諮問しました。新政府税調は、会長に藤井裕久財務相をはじめ各省副大臣など24人で構成されています。

鳩山首相は諮問のなかで、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定することを要請しました。各省に対しては、税制改正要望の提出に際し、租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」や、政策実現に向けた手段としての「有効性」、補助金等の他の政策手段としての「相当性」が認められるかを含めた厳しい視点に立った上で、その成果を税制改正要望に含めて提出するよう求めています。

また、所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること、特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から「給付付き税額控除制度」のあり方について検討することを要請。そのほか、①マニフェストに掲げた税制改正項目の詳細の検討、②環境負荷に応じたエネルギー課税の検討や健康に対する負荷を踏まえた酒税・たばこ税課税の検討、などが諮問の中心となります。

さらに、③国と地方が対等なパートナーとして地域主権を確立し、地方の再生を図る観点から、地方税のあり方について検討し、その際、国・地方の役割分担の見直しと合わせた税源配分のあり方を見直し、④法人課税や国際課税等の分野において、グローバル化にともなって生じている世界規模の課題に対応できる税制のあり方の検討、⑤税制

抜本改革実現に向けての具体的ビジョンについて検討、など計7項目が諮問されました。

### 会社が役員から受け取った権利金等の取扱い

会社と役員の間で不動産の賃貸借をすることは少なくありません。そこで注意したいのは権利金の取扱いです。不動産の賃貸借において権利金等が発生するケースとしては、建物等を所有する目的で土地の賃貸借を行う(借地権の設定をする)場合が一般的です。

このような場合、建物の所有者は借地借家法による強い権利(借地権)を認められ、逆に土地を貸している者は建物所有者の権利のために制限を受けるといった関係が発生します。そのため、その対価として、借地人は権利金を支払いますが、その権利金等の額は地域の慣行によります。

役員が会社の所有する土地を借りた場合も同様です。会社が役員から権利金等を受け取った場合、①受け取った権利金等の額はすべて益金に算入され、②賃貸したことによってその土地の時価が50%以上下がった場合は、土地の帳簿価額の一部が損金算入されます。

低下割合は、「(賃貸直前の土地の時価-賃貸直後の土地の時価) / (賃貸直前の土地の時価)」で計算します。損金算入される額は「賃貸直前の土地の帳簿価額×借地権に相当する額 / 賃貸直前の土地の時価」で計算します。

借地権の設定による時価の下落が50%未満の場合においても、その土地が長期の使用の制約を受ける場合で、賃貸借の時価がその土地の帳簿価額を下回る場合には、下回った部分の金額について、土地評価損の損金算入が認められることとされています。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 10月分源泉所得税の納付                     | 納付期限.....11月10日 |
| 2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....11月30日 |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 増改築してから居住しても特別控除は受けられる

今年も残すところ1ヵ月となり、年が明ければ平成21年分に係る還付申告が始まりますが、各種控除のうち注意したいのが住宅借入金等特別控除。

住宅借入金等特別控除では、自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供しているものに増改築等をした場合にも適用が認められていたものの、自己の居住の用に供する前に行った増改築等については住宅借入金等特別控除が適用されていなかったが、平成21年度税制改正で見直されています。

具体的には、居住者が自己の所有している家屋に一定の増改築等をして、その増改築等をした部分を平成21年1月1日以後に居住の用に供した場合（その増改築等の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る）には、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることになりました。

したがって、例えば、居住の用に供していなかった家屋を昨年8月に増改築をし、今年2月に居住の用に供した場合でも特別控除が受けられますので、還付申告をし忘れないようにしてください。

のうち、地方税法の一部改正により都道府県・市区町村に対する寄附税制が拡充され誕生した“ふるさと納税”（ふるさと寄附金制度）の実績が1月17日に開かれた政府税制調査会の資料で明らかになりました。

同制度は、納税者の都道府県又は市区町村に対する寄附金が5000円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額（個人住民税所得割の額の10分の1に相当する金額を限度）の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ税額控除する仕組み。財政難に苦しむ自治体では、寄附を募集するため、お礼に特産物をプレゼントするなどのPR合戦が話題となりました。

資料によると、改正前からの「住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金」や「住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金」を含めた21年度の寄附金控除の対象寄附金額は約73億円（対象人員約3.3万人）で、このうち21年度個人住民税から控除された税額は約19億円でした。内訳をみると道府県民税分が約8億円、市町村民税分が約11億円となっています。

### 21年度ふるさと納税に係る個人住民税控除額は約19億円

ねじれ国会に伴い成立が遅れ平成20年4月30日に公布された平成20年度の税制改正法。こ

### 年末年始のお休み

12月29日(火)から1月4日(月)まで、年末年始のため事務所をお休みさせていただきますのでご了承ください。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                          |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 1. 11月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....12月10日          |
| 2. 給与所得の年末調整                         | 調整時期.....本年最後の給与の支払をするとき |
| 3. 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日            |
| 4. 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....1月4日            |
| 5. 1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告              | 申告期限.....1月4日            |